登録番号　著作物の題号　公表年月日　著作物の種類
登録年月日

第三七、七九一号の一　ＳＬＩ江坂太陽と月の文化村　平成二十九年二月三日　言語の著作物
平成二十九年四月三日

右登録の原因
この著作物は、平成二十九年二月三日に無名で公表した著作物であり、次の者のために実名登録をした。

笠野史　大阪府吹田市豊津町一番一一―三〇二号

第三七、八一〇号の一　姫路風水地図　平成二十五年十二月二十二日　地図
平成二十九年四月二十一日

右登録の原因
この著作物は、平成二十五年十二月二十二日に無名で公表した著作物であり、次の者のために実名登録をした。

石橋幸念　兵庫県姫路市八代東光寺町一番一号

第三七、八一二号の二　世界芸術家人名情報　平成六年四月一日　編集著作物
平成二十九年四月二十五日

右登録の原因
この著作物は、平成六年四月一日に無名で公表した著作物であり、次の者のために実名登録をした。

所司原久隆　兵庫県西宮市甲陽園目神山町二九番四号

第三七、八一〇号の一　地域のエイサー活動を通して育むシティズンシップ―首里石嶺町の伝統エイサー及びハワイの絆エイサーからの考察―　平成二十九年二月一日　論文
平成二十九年四月二十五日

右登録の原因
この著作物は、平成二十九年二月一日に琉球大学教育学部音楽教育専修の変名で公表した著作物であり、次の者のために実名登録をした。

鈴木ひかる　沖縄県那覇市字小禄二九五番地二

第三七、八二二号の一　ＳＭＳ光子縁．文化村快禅学連　平成二十九年三月三日　言語の著作物
平成二十九年五月八日

右登録の原因
この著作物は、平成二十九年三月三日に無名で公表した著作物であり、次の者のために実名登録をした。

笠野史　大阪府吹田市豊津町一番一一―三〇二号

第三七、八二六号の二　クレイフラワーローズ　平成二十四年二月二日　美術の著作物
平成二十九年五月八日

右登録の原因
この著作物は、平成二十四年二月二日にｋｉｔａｍｕｒａ．ｒｏｓｅの変名で公表した著作物であり、次の者のために実名登録をした。

北村恵美子　岐阜県可児市今渡一八〇五番地二

第三七、八三〇号の一　マー君の佐渡情報　平成二十三年一月十八日　編集著作物
平成二十九年五月八日

右登録の原因
この著作物は、平成二十三年一月十八日に無名で公表した著作物であり、次の者のために実名登録をした。

小池学　新潟県佐渡市和木四一五番地

第三七、八三五号の一　ＳＭＳ　ＩＮＴ　ＺＰＦ　平成二十九年四月一日　言語の著作物
平成二十九年五月八日

右登録の原因
この著作物は、平成二十九年四月一日に無名で公表した著作物であり、次の者のために実名登録をした。

笠野史　大阪府吹田市豊津町一番一一―三〇二号

第三七、八三六号の一　なし　平成二十八年九月二十四日　言語の著作物
平成二十九年五月八日

右登録の原因
この著作物は、平成二十八年九月二十四日に無名で公表した著作物であり、次の者のために実名登録をした。

横山一平　東京都板橋区常盤台四丁目三一番一五号　ＲＡＳＩＣＬＡＳ三〇一

第三七、八四一号の一　とびだし人形　昭和四十八年六月四日　美術の著作物
平成二十九年五月八日

右登録の原因
この著作物は、昭和四十八年六月四日に無名で公表した著作物であり、次の者のために実名登録をした。

久田泰平　滋賀県東近江市市原野町二三〇二番地

第三七、八四二号の一　とびだし人形　昭和五十四年十二月　美術の著作物
平成二十九年五月八日

右登録の原因
この著作物は、昭和五十四年十二月に無名で公表した著作物であり、次の者のために実名登録をした。

久田泰平　滋賀県東近江市市原野町二三〇二番地

○厚生労働省告示第二百二十七号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成十年厚生省令第九十九号）別表第一の第五項の第三欄第二号の規定に基づき、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則別表第一の規定に基づき厚生労働大臣が指定する地域（平成十六年厚生労働省告示第三百四十号）の一部を次のように改正する。

平成二十九年六月二十六日

厚生労働大臣　塩崎　恭久